

第4回 貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループフォローアップ会合 議事概要

日時： 平成30年1月31日（水） 18:00～20:30
場所： 中央合同庁舎第3号館8階 自動車局第1・2会議室

事務局から資料説明の後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

【貸切バス運送引受書への上下限額記載の義務化による影響について】

（下限割れ防止効果について）

- 調査未回答者や小規模事業者、インバウンド専門事業者が下限を守っていないのではないか。
- これを踏まえると、巡回指導や監査で是正させていくことが急務である。
- 調査結果や現場の感覚から、下限割れを防止する効果が現れており、目指した方向に進んでいると思う。

（運送引受額への影響について）

- バス会社から運賃を提示する際には、繁閑期を考慮してシーズンに合った運賃を提示し、運賃幅の中で契約している。
- 契約締結後に運送引受書を取り交わすため、下限額の記載は運賃交渉とは関係ない。
- 新運賃・料金制度導入前後を比較すると、バスを調達する際の運賃単価は約4割アップしている。
- 運賃幅に入っていれば違法ではないという認識をされているため、下限額に張り付いている取引もある。
- 厳しいエージェントだと、下限額に近づいている傾向がある。

以上